

新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

第3回委員会

平成29年9月6日

目次

- 1 2次スクリーニングの評価項目及び評価方法(案)
について 1
- 2 今後の選定スケジュールについて 8

1 2次スクリーニングの評価項目 及び評価方法(案)について

(1) 評価方式(案)

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010年版)」(以下「計画・設計・管理要領」という。)及び他県の実績から、次の3種類の評価方式を検討する

評価方式	主な特徴	実績等
○×	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の有無で評価できる ・視覚的にわかりやすい ・評価が明確である ・中間的な評価ができない 	岩手、熊本、沖縄
○△×	<ul style="list-style-type: none"> ・中間的な評価ができる ・二者択一より選択肢が増え、評価が容易となる ・視覚的にわかりやすい 	「計画・設計・管理要領」 岩手、熊本、沖縄
点数	<ul style="list-style-type: none"> ・僅差の評価に向いているが、1点の差が評価に影響を与えることもある ・評価基準を基にした点数のため、根拠が明確である ・総合評価がし易い ・点数評価の基準を詳細に設定する必要がある 	「計画・設計・管理要領」

注:各県ともに、スクリーニングの段階によって「○×」又は「○△×」評価を使い分けている

- ・他県の実績では、全ての評価において「○×方式」又は「○△×方式」により行われている
- ・点数方式は、1点の差が評価に影響するため、評価基準の点数及び配分が難しくなる

各スクリーニングにおける評価項目は、「○×方式」又は「○△×方式」により評価する

(2) 評価項目(案)

- ① 「計画・設計・管理要領」で示されている最終処分場の建設予定地を検討する際に考慮すべき法規制等のうち、第1回委員会において除外区域とすることが決定された『処分場の建設が基本的に困難な法規制等』以外の法規制等について評価の対象とすることを検討する

「計画・設計・管理要領」に記載されている開発行為の許可等を得ることができれば、処分場建設が可能な法規制に加えて、景観への配慮を規定した規制なども考慮し、次のとおりとする

・森林法

- 地域森林計画対象民有林 : 1ha以上の開発行為に知事の許可が必要

・景観法

- 景観計画区域 : 工作物等の高さや色彩等に制限があり、各市町村長へ届出が必要

・文化財保護法

- 重要文化的景観 : 景観計画区域内にあり、重要構成要素(橋や神社、石垣等の「点」の要素、道路や森林等の「線」や「面」による要素がある)の現状変更を行う場合には、市町村の「整備管理委員会」に諮ったうえで30日前までに文化庁へ届出が必要

・都市公園法

- 都市公園 : 公園施設以外の工作物を設ける場合は、占用となり公園管理者の許可が必要

・宅地造成等規制法

- 宅地造成工事規制区域 : 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、知事又は中核市長の許可が必要

・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(以下「四万十川条例」という。)

- 重点地域 : 回廊地区、保全・活用地区、共生モデル地区では、建築物や工作物の新築、増築等を行う場合には、知事の許可が必要

② ①の他に、これまでの委員会審議における意見を踏まえ、防災の観点による評価項目を検討する

委員から提案のあった土砂災害危険箇所等に加えて、水が集まりやすい地形の常時水流のある谷について評価の対象とする

・土砂災害危険箇所(土木部防災砂防課所管)

- 土石流危険溪流(被害想定区域):土石流の被害のおそれのある区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所:がけ崩れの発生するおそれのある箇所
- 地すべり危険箇所:地すべりの発生するおそれのある箇所

・山地災害危険地区(林業振興・環境部治山林道課所管)

- 山腹崩壊危険地区:山崩れや落石等による災害が発生するおそれがある地区
- 崩壊土砂流出危険地区:山崩れ等によって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区
- 地すべり危険地区:地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区

・地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)

:地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区

・常時水流のある谷(国土地理院の地形図で表記されている)

:常時水流(幅が1.5m以上)のある自然の谷。常時水流があることから、流域面積が広く、水が集まりやすいと言える

(3) 評価方法(案)

○評価項目毎の評価基準(案)

(2)で示した評価項目の適用に際して、特に注目すべき項目について検討した

- ・重要文化的景観の重要構成要素は、届出により現状変更は可能ではあるものの、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素であり、現状変更を行ってまで最終処分場を整備することは望ましくない
- ・四万十川条例(重点地域)は、県独自に条例を定め、生態系や景観を守ることを目的として開発行為に制限を設けている状況を考慮すると、最終処分場を整備することは望ましくない
- ・常時水流のある谷は、流域面積が広く、水が集まりやすいため土砂災害の発生リスクが高まる。こうした谷に、最終処分場を整備することは望ましくない

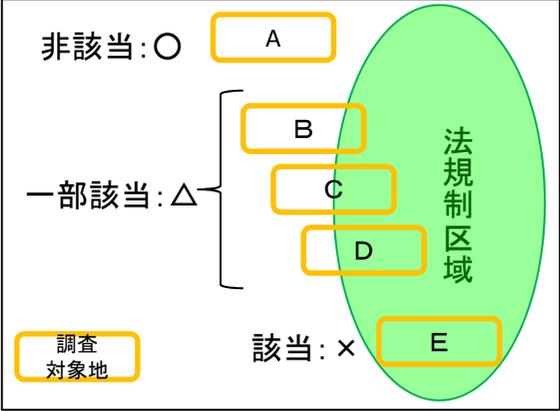


重要文化的景観の重要構成要素、四万十川条例(重点地域)、常時水流のある谷の評価項目については調査対象地が一部でも該当すれば、「除外」する

一部でも除外とする「常時水流のある谷」等の3項目以外の評価項目については、調査対象地がそれぞれの区域に該当するか否かによって○△×の評価の評価を行う

評価項目毎の評価基準は、調査対象地の全範囲が区域に該当する場合は「×」、全範囲が該当しない場合は「○」、一部該当する場合は「△」とする(右図参照)

△の評価については、調査対象地の範囲のうち、区域に該当する面積や割合によって、更に評価基準を細分することも検討する
例) 調査対象地の50%以上が該当、50%未満が該当の2つに細分など



評価基準(案)

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準 (○:評価高 △:評価普 ×:評価低)
既存資料による 机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当:○、一部でも該当:除外
	四万十川条例(重点地域)	非該当:○、一部でも該当:除外
	常時水流のある谷	非該当:○、一部でも該当:除外
	地域森林計画対象民有林	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	景観計画区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	都市公園	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	宅地造成工事規制区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	土砂災害危険箇所	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	山地災害危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	地すべり危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×

○評価の例

評価項目毎の評価基準(案)を適用とした評価例を下に示す

評価表の例(1次調査対象地を評価する)

1次調査対象地	評価項目(案)										評価集計		
	重要文化的景観の重要構成要素	四万十川条例(重点地域)	常時水流のある谷	地域森林計画対象民有林	景観計画区域	都市公園	宅地造成工事規制区域	土砂災害危険箇所	山地災害危険地区	地すべり危険地区	○	△	×
1	○	○	○	×	△	○	○	×	○	×	6	1	3
2	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	8	2	0
3	除外	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4	○	○	除外	—	—	—	—	—	—	—	—		
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	0	0
6	○	○	○	×	×	○	○	○	△	○	7	1	2
7	○	○	○	×	×	○	○	○	△	△	6	2	2
8	○	○	○	○	×	○	×	△	×	△	5	2	3
...	○	○	○	×	×	×	○	△	△	×	4	2	4
...	○	○	○	△	△	○	○	○	×	○	7	2	1
...	—	除外	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

2 今後の選定スケジュールについて

第1回、2回委員会において決定した条件により、1次調査対象地(案)を抽出した結果、100箇所程度の箇所数となった（抽出結果についての審議、1次調査対象地の決定は、本日この後行う）

他県の事例

県名	箇所数の推移
岩手県	115 ⇒ 39 ⇒ 10 ⇒ 5
熊本県	134 ⇒ 42 ⇒ 14 ⇒ 8
沖縄県	372 ⇒ 85 ⇒ 38 ⇒ 8 ⇒ 3

- ・他県では、3回又は4回の絞り込みを実施している
- ・1、2回目では、概ね3割の箇所数に絞り込まれている
- ・候補地を決定する直前の段階の箇所数は、8箇所から14箇所である

今回のスクリーニングの見直し(案)について

- ・候補地を決定する直前の段階の箇所数は、他県事例では平均約11箇所となっている
- ・最後のスクリーニングは、現地踏査、概略施設計画案(図面作成)、登記簿調査等により評価を行うことを予定しており、作業量などを考慮すると複数箇所の候補地を決定する直前の段階については、10箇所前後が適当である
- ・委員会開催の当初計画による絞り込みを行うこととすれば、100箇所程度から10箇所前後に絞り込むことになり、一気に9割の絞り込みとなる

<委員会開催の当初計画>

- 第3回目：1次調査対象地
↓ <2次スクリーニング>
- 第4回目：2次調査対象地
↓ <3次スクリーニング>
- 第5回目：候補地(複数箇所)の決定

<委員会開催の見直し(案)>

- 第3回目：1次調査対象地
↓ <2次スクリーニング>
- 第4回目：2次調査対象地
↓ <3次スクリーニング>
- 第5回目：3次調査対象地
↓ <4次スクリーニング>
- 第6回目：候補地(複数箇所)の決定

スクリーニングの回数を当初の計画より1回多く行うこととする
⇒委員会における箇所の審議回数が増え、より丁寧かつ慎重に候補地を選定することに繋がる

